

監査告示第 5 号

平成29年 2 月 28 日

大分市監査委員 佐 藤 日出美

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 安 東 房 吉

大分市監査委員 仲 家 孝 治

大分市長から平成25年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

平成25年度包括外部監査「防災に関する危機管理事業について」

平成28年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
1	37	意見	防災拠点の機能や種類の整理について 「イ 大分市の防災拠点」に示した大分市防災拠点一覧表は、元々大分市地域防災計画の中には記載されていない。平成25年度版で初めて「防災拠点」という意識が明確化されたところであるが、防災拠点の機能や種類の整理は未だ不十分である。 今後、具体的にどの施設がどのような機能を持った防災拠点に当たるのか、あるいはどのような種類の防災拠点として整備するのかを明確に整理すべきである。	平成27年度、県が「大分県広域防災拠点基本計画」を策定する際に、県と協議し、応援部隊救助活動拠点として「大分いこいの道」「南大分スポーツパーク多目的広場」を、物資輸送拠点として「ホルトホール大分」「植田市民行政センター」を選定し、大規模災害時の本市の応急対策活動拠点として地域防災計画に明記した。	措置済	防災危機管理課
2	53	意見	要員名簿登録者の内訳を見ると、参集除外職員が194名いる。この中には退職後の再雇用者が140人程含まれているが、過去に災害時の経験がある等逆に有用な人材である可能性もある。特に大規模災害時には、要員不足となる可能性が高く、人員確保の観点からも再雇用者を参集除外職員とする合理的理由はないものとする。	平成26年度より、再雇用者も災害対策本部要員として登録し、参集要員とした。	措置済	防災危機管理課
3	54	意見	緊急職員参集システムには2,263人が登録されているが、災害対策本部要員の2,504人を下回っている。全員が登録するよう義務付けてはいないとのことである。しかし、災害対策本部の要員となっている職員は当然登録すべきであろうし、その他の職員も少なくとも携帯電話所有者は全員登録すべきである。	課長補佐級以上の職員を「緊急時職員参集システム推進員」として各課に配置し登録推進を図っており、平成29年1月現在、2,816人の登録者となったところである。 今後も引き続き、携帯電話を所有する職員はもとより災害対策本部要員全員の登録に向け推進を図っていく。	措置済	防災危機管理課
4	54	意見	対策部ごとの訓練は平成24年度までは行われていない。しかし、特にそれぞれの初動対応については訓練しておく必要がある。また、対策部ごとに日を分けて訓練を実施することで参加職員の人数も増加させることが可能になる。さらに、対策部間の連携に係る訓練も必要と思われる。	平成26年度から、各対策部参加のもと、初動対応等をはじめとする総合的な対策をシミュレーションする図上訓練や対策本部運用訓練を実施している。 今後も引き続き、各対策部合同の図上訓練等を実施するとともに、各対策部で行う訓練を通して、災害時の初動対応の確認や避難誘導、物資の搬送など各対策部で連携して行う業務についてシミュレーション訓練を行うことにより、各対策部の連携強化を図る。	措置済	防災危機管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
5	69	意見	災害時の避難に関する計画について	自主防災組織による地区の避難計画の策定については、災害対策基本法の改正もあり、大分県は積極的な推進姿勢を採っている。大分市の自主防災組織の大半はまだ策定していないと思われるが、今後大分市としても策定を促進する必要がある。	平成26年度に、すべての自主防災組織に対し、「地震・津波避難行動計画」を策定し、市に提出するよう依頼した。その結果、平成28年10月現在、600自主防災組織のうち550自主防災組織で「地震・津波避難行動計画」を策定したところである。今後も、未策定の自主防災組織及び自主防災組織のない自治会に対し、策定支援を行うアドバイザーの派遣などを行い、早期策定を図る。	措置済	防災危機管理課
6	70	意見	総合防災訓練について	自主防災組織による自主的な訓練の実施状況次第ではあるが、実施状況が悪いようであれば、定期的（例えば5年ごと）に全自主防災組織参加型の総合防災訓練を大分市として実施して定着を図る必要がある。	自主防災組織による防災訓練は、実施年度にバラつきはあるが、着実に増加していることから、今後も引き続き、防災訓練未実施の自主防災組織に対しては、研修会、防災講話などの機会を捉え、地域の実情に応じた、自発的、自主的な防災訓練の実施を働きかけることとした。なお、全自主防災組織参加型の総合防災訓練については、自主防災組織の訓練状況を踏まえ、今後、訓練実施の判断を行うこととする。	措置済	防災危機管理課
7	70	意見	自主防災組織の訓練結果について	自主防災組織の訓練について、独自訓練で情報収集・伝達訓練を実施したケースが非常に少ない。情報収集・伝達訓練として、何をやれば良いのか理解できていないと推測されるので、大分市として指導を強化すべきである。また、若年者の参加が少ないので、対策が必要である。さらに、訓練の結果報告書については、災害発生時の課題・問題点を掘り起こすように報告書の項目を「訓練実施上の反省点」と「災害発生時の課題」とに区分した方がよいと思われる。	本市では、自主防災会長に自主防災組織の連絡体制表の作成を依頼し、自主防災組織内の連絡体制の確立・共有化を図り、訓練を実施するよう促すとともに、情報収集・情報伝達の確立、情報伝達訓練等の実施の働きかけを行っている。 また、平成26年度から、「大分市防災キャンペーン事業」を実施し、シェイクアウト訓練などを通して、住民の防災意識の高揚を図るとともに、就労者、学生等若年層の訓練参加の促進を行った。 なお、訓練報告書については、平成26年度から「訓練実施上の反省点・課題」の項目を設けた。	措置済	防災危機管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
8	70	意見	防災士養成の問題について	<p>自主防災組織に防災士が居なかったり、会長自身の防災士1名というケースも多い。高齢化等で防災士の担い手を探せない自主防災組織もあり、この対応が必要である。</p>	<p>自主防災組織役員等に対し、防災講話や防災研修などを実施し、自主防災組織の防災リーダーとして、防災士の養成を促すとともに、女性防災士の養成に積極的に取り組んでいる。</p> <p>また、自主防災組織役員等が防災士の役割を果たせるようスキルアップ研修を継続する。</p>	措置済	防災危機管理課
9	70	意見	自主防災組織の平常時の活動の見直しについて	<p>平成25年度地域防災計画で、自主防災組織の平常時の活動について、組織内での非常時緊急連絡網や組織体制表を整備し、連絡員の確保やその役割を明確にしておく必要性や、要援護者を含めた防災訓練の実施等の重要性を記載している。しかし、これに対して大分市としてどのように支援・指導していくのかという具体的な方針（大分市の責任範囲）の記載が必要である。地域防災計画の記載方法の問題として役割分担を定めて、それぞれやるべきことを明確化するべきである。</p>	<p>大分市地域防災計画では、自主防災組織の活動に対して具体的な方針等を定めていないものの、平成23年2月に作成した「自主防災組織総合活動マニュアル」や平成28年6月に作成した「災害時要配慮者の避難支援の手引き」において、地域における役割や取組を明確にしているところである。</p> <p>なお、避難行動要支援者対策については、平成26年度、大分市地域防災計画の修正にあわせ大幅な見直しを行い、避難行動要支援者名簿の作成、避難情報の伝達、安否確認体制の整備などを記載したところである。今後は、平成28年6月に作成した「災害時要配慮者の避難支援の手引き」により、支援・指導を行っていくこととした。</p>	措置済	防災危機管理課
10	76	意見	避難路や避難所運営マニュアルの市民への周知について	<p>自主防災組織で決定した避難路や避難所運営マニュアルの市民への周知は各自主防災組織で行うことを基本とし、特に大分市が関与することは予定していないが、少なくとも自主防災組織が地区の避難計画の策定と併せて、避難路や避難所の運営に関する何を何らかの方法で周知しているか大分市は確認する必要がある。</p>	<p>自主防災組織ごとに策定する「地震・津波避難行動計画」の未策定組織への策定指導を行うとともに、策定後、地域内で回覧等により避難路等の周知と本計画を活用した避難訓練の実施について、自主防災組織の役員や防災士の研修等を通じて確認し、促進を行った。</p>	措置済	防災危機管理課
11	76	意見	事業所向けの周知方法について	<p>災害発生時の事業所等の活動やそれに備える事前対策について、事業所等に周知する手段については、地域防災計画では特に記載がないが、検討する必要がある。例えば、大分市の627事業所が会員となっている防災協会に協力してもらうことが考えられる。現状は火災に関して防火教育や事業所の自主防火体制確立の指導等を行っているが、風水害、地震、津波に対する防災教育・指導も含めて行ってもらうと効率的かも知れない。</p>	<p>平成26年度より毎年度、「大分市防災キャンペーン事業」において、事業所向けの啓発冊子の配布や防災講話、シェイクアウト訓練などを実施し、事業所等の災害に対する備えや対策について啓発を行った。</p> <p>今後も、これらの事業を継続することにより、地域防災力向上を図るとともに、防災協会をはじめ、事業所等と自主防災組織との連携強化につなげていくこととした。</p>	措置済	防災危機管理課

番号	報告書ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
12	122	意見	ソフト面対策への注力について	避難に関する災害事前対策として、避難場所の指定・周知というハードの部分と避難訓練というソフトの部分がある。ハードの部分については、適当な場所がない、あってもプライバシー等の問題が発生する、設置した場合の安全管理や経済的負担の問題がある等様々な障害があり、限界がある。そこで、住民一人一人の防災意識を高めるようなソフトの部分に、注力してはどうかと考える。	本市では、「防災安全の確保」を基本的な施策として掲げており、「自分の命は自分で守る」という意識の醸成と「まずは逃げる」という行動が防災・減災につながる最も有効な手段として、その取組を進めている。 また、市民一人ひとりの防災意識を高めるため、防災講話や研修会などの機会を捉え、啓発活動を行っている。 今後も、防災講話や訓練等を通して、住民一人ひとりに情報発信を行うことで、自助・共助の活動の裾野を大きく広げていくこととした。	措置済	防災危機管理課
13	130	意見	避難支援プラン（個別計画）策定の進捗管理について	避難支援プラン（個別計画）の策定における大分市の役割について、避難支援プラン（個別計画）の作成は自主防災組織が行い、大分市は自主防災組織の活動を支援し、推進するとしている。大分市が災害時要援護者一人一人の避難支援プラン（個別計画）を作成するのは不可能であるとしても、自主防災組織から定期的に報告書を提出してもらう等の方法により、活動状況、計画作成の進捗度の把握に努めるべきと考える。	個別計画については、本人が作成し、自主防災組織が計画内容の確認と併せて作成の支援を行うこととしている。作成を終えた計画書は、市に提出してもらうこととしており、計画作成の進捗度は提出状況により確認が可能である。 また、年に1度の名簿更新の時期に自主防災組織に対し、本人の状況を再確認し報告してもらうこととしており、その報告内容により、活動が進まない地域への支援等を実施することとしている。	措置済	福祉保健課
14	135	意見	行政担当者や施設管理者等の意思疎通について	避難所の運営は、避難者による自主運営が基本とされているが、行政担当者・施設管理者等のリーダーシップや連携プレーに頼る部分が多いものとする。行政担当者や施設管理者・鍵管理者が日頃、意思疎通をする時間がないと思われるので、行政担当者が実際に避難所を訪問し、装備品等の確認を行う際に施設管理者・鍵管理者等と面談し、避難所運営マニュアルを活用しながら、避難所運営の際の連携等について話し合いの場を持つてはどうかと考える。	毎年出水期を前に開催している避難所責任者説明会において、避難所責任者に対して、災害用備蓄品についての点検業務の際に施設管理者と面談するように依頼しているところであるが、平成26年度より、面談内容についての報告書等の作成・提出を求めることにより、面談の内容を把握するとともに施設管理者と協議した内容を後任に引継ぎできる体制をとった。	措置済	福祉保健課
15	150	意見	備蓄食糧、備蓄生活必需品の管理体制について	救助用資機材、備蓄食糧、備蓄生活必需品の自主防災組織での管理について、備蓄在庫管理（数量・品質・期限の管理）が必要であり、責任者や管理台帳の整備と運用、現場の定期的な視察と棚卸が必要となる。さらに実際の管理としては、備蓄品の保管環境、備蓄場所へのアクセス・安全性の検討も必要である。	自主防災組織に対して、資機材等の管理台帳の様式を示し、備蓄資機材等の管理台帳の作成や責任者の選任管理台帳の整備等について徹底するよう、自主防災組織に対して働きかけを行った。	措置済	防災危機管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見		措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目 内容			
16	150	意見	備蓄食糧、備蓄生活必需品の管理体制について 指定避難所のうち市の所有施設以外である学校等における備蓄品については、管理者責任の問題が生じてくる。すなわち、消防倉庫等の市の所有施設であれば、施設の管理責任者に備蓄品の保管を委託できるものの、学校等への備蓄については管理をどちらがするかで問題になることが考えられる。そこで、学校等への備蓄に際しては、市と学校側とで管理・使用に関する協定等を結び、有効かつ効率的な管理と使用を行う必要がある。	学校等に保管する備蓄資機材の管理については、学校等と協定は行っていないが、備蓄管理要領及び台帳を基本に学校側に定期的な点検を依頼している。 今後も、小中学校への非常食及び資機材の分散備蓄を進めることから、教育委員会と連携のうえ備蓄品の管理、使用について徹底を図ることとした。	措置済	防災危機管理課
17	151	意見	調達食糧・調達物資について 災害発生時に民間流通企業から食糧・物資の提供を受ける際の協定について、店頭や倉庫の商品を提供するだけの記述に留まり、具体的な商品、配送手法などは決められておらず、災害発生時に機能するか疑問が残る。実際の災害発生を想定したマニュアル等の作成が必要であるとともに、実際に訓練や打ち合わせなども行う必要がある。また、提携先に毎年調査を行い、実際の供給能力を分析しておく必要がある。	地域防災計画には具体的な商品名等の記載はしていないが、物資支援部の災害対策マニュアル等において、協定先に依頼する品目を定めており、災害時には、関係団体との協定に基づき、食糧や水等の供給がスムーズに行えるよう、毎年、担当者、連絡先等の確認を行うこととしている。	措置済	防災危機管理課
18	151	意見	炊き出しの訓練について 自主防災組織のうち、大分市の備蓄品を使った正式な炊き出し訓練が行われているのは15%であり、普及率はかなり低いと言える。したがって、大分市主導での訓練が必要と考えられ、校区単位の訓練が期待される。	本市では、防災会長、防災士等を対象とした研修会や防災講話等を活用し、本市が備蓄している非常食を活用した炊き出し訓練の実施を促しているところである。 また、自主防災組織の活動促進と地域住民の防災意識の高揚を目的に、本市、自主防災組織、消防団等と合同で実施する総合防災訓練を3会場で行い、近隣の自主防災組織の代表者、防災士等にも参加を呼びかけ、自主的に地域で防災訓練、炊き出し訓練等を実施できるよう指導を行っている。 今後も、本市の非常食を活用した炊き出し訓練を実施するよう全自主防災組織に周知のうえ、普及率の向上を図ることとした。	措置済	防災危機管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
19	158	意見	飲料水の給水活動について	災害発生時における飲料水の給水活動については、給水タンク、仮設給水栓による給水等や、相互応援協定等に基づく応援体制を築くことにより、一定程度は確保しているものの、他都市からの応援が到着するまでの間の対応の検討が不十分である。大災害発生による水道インフラの損壊と道路の損壊を想定し、応援協力が到着するまでに必要な応急給水について検討する必要がある。併せて、自助による飲料水を確保するため、飲料水の備蓄についての広報等の充実を図る必要がある。	他都市からの応援が到着するまでの応急給水に必要な給水コンテナ、仮設給水栓、給水袋等の備品を「応急給水資機材備蓄計画」に従い購入した。それら備品は計画的に市内に分散備蓄するとともに、平成29年度までに応急給水拠点を市内各所に設定し、その整備に努めていく。また、水道広報誌等を通じ、飲料水の備蓄について広報するとともに、ペットボトル飲料水「おおいたん水」をイベント等で配布するなど、市民の飲料水備蓄意識を高めるための広報活動の充実も図った。	措置済	水道局総務課
20	168	意見	医療品等の備蓄について	医薬品等については、実際の災害発生時には応援協定に基づき、医薬品卸売業協会等から調達することとなる。しかし、大規模災害が発生した場合には、医薬品等の流通が滞り、医療救護班が必要な医薬品等を即座には入手できないことも十分考えられるため、大分市での備蓄も検討する必要がある。	大規模災害の発災直後にも即座に外傷等の応急処置が行えるよう、平成27年度から3か年計画で消毒薬や衛生材料などの避難所への備蓄を進めている。（平成27年度-42か所、平成28年度-46か所（予定））	措置済	保健総務課
21	168	意見	災害発生から終息までの医療救護体制について	現状では大分市主導の医療救護班などは存在せず、専ら日本赤十字社、医師会に依存する形を採っており、救護活動自体に問題は発生しないが、災害発生から終息までの心身のケア、避難所での栄養管理や健康管理、被災現場の公衆衛生までを考慮した医療、助産活動体制にはなっていない。医師中心の医療・助産活動に、大分市保健所の保健衛生活動も連携することで、被災者が抱えているニーズに沿った活動が可能となるため、保健所主導のマニュアルの作成が必要と言える。	平成26年3月に医療関係4団体と救護所を拠点とした避難所における医療救護体制について「災害時の医療救護活動に関する協定書」の締結を行った。 また、平成26年度に、災害時の医療・保健衛生ニーズを把握するため、「災害時公衆衛生対策チーム」の派遣等を盛り込んだ「保健所災害時対応マニュアル」を作成した。 さらに、災害時に円滑な医療救護を実施するため、現在は協定を結んでいる各種団体と連絡調整会議を開催し、平時からの情報共有や連携、顔の見える関係づくりを進めている。	措置済	保健総務課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
22	174	意見	水防用備蓄資材器具について	<p>県水防支部に報告することを目的として年度末近くで毎年1回棚卸を実施しているが、資材の入れ替え等で移動を行うと大きく数量が変化することがある。本来は、日々の受払管理を行うことが望ましいが現状行っていないので、資材の入れ替え等の時点で再度棚卸を行う必要があろう。消耗品的な資材については、効率性の観点から定期的な棚卸のみの管理とすることも支障はないかもしれないが、機材については、確実な受払管理が必要である。実際、照明具が15個あるはずが、4個しかなく何処に行ったか不明であった。</p>	<p>水防用備蓄資材器具については、平成26年4月に「水防資材等受払簿」を作成し、資材の入れ替え等の移動を行う都度、帳簿と数量との照合を行い、受払管理体制の徹底を図った。</p>	措置済	河川課
23	176	意見	輸送計画について	<p>海上輸送・航空輸送は、関係機関に要請することになる。その際の輸送路の指定や輸送の優先順位を定めた基準は計画に記載されているが、輸送拠点については、「県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送の拠点とするため、輸送拠点を確保する」と記載されているに過ぎない。輸送拠点の確保は、重要な問題と思われ、事前の対策が必要である。具体的に何処を輸送拠点として物資の輸送・集積上のロジスティックスを構築するのか明確にしておかないと災害発生時には間に合わないであろう。</p>	<p>昨年度の地域防災計画の修正に合わせ、ホルトホール大分、植田市民行政センターを大規模災害時の物資輸送拠点として記載した。また、平成28年度熊本地震を教訓に、輸送・集積等の物流管理がより効率的・効果的なものとなるよう、県、自衛隊等と協議を行い、今後作成する受援計画に反映することとした。</p>	措置済	防災危機管理課
24	191	意見	下水道施設の耐震化について	<p>下水道部では、現在、下水道施設の耐震化・耐津波化に向けて「下水道施設耐震・耐津波対策基本計画」を策定中であるが、耐震補強が済んでいない次の6施設（弁天水資源再生センター管理棟、沈砂池ポンプ棟、弁天雨水排水ポンプ場、宮崎水資源再生センター管理棟、沈砂池電気室、原川水資源再生センター管理棟）については、被災時の下水道機能維持の観点から早急に対応すべきと考える。</p>	<p>大分県が、平成26年3月に津波防災地域づくりに関する法律の規定に基づく津波浸水想定を公表したのを受け、平成28年3月に本市の公共下水道水資源再生センター等に係る耐津波対策基本計画を策定した。平成28年度は、弁天水資源再生センター及び原川水資源再生センターの耐震・耐津波診断を行い、対策の必要性やその手法を検討する。今後は、他の施設についても事業費の平準化を図る中で、この基本計画に基づき、下水道機能の確保について対策を講ずることとした。</p>	措置済	下水道施設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
25	191	意見	公民館の耐震化 について	6つの公民館が耐震化診断を受けていない。その理由の一つに地域住民に経済的な負担が生じることがあると考えられる。「大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金」制度を利用する場合でも、地域住民の経済的な負担がなくなるわけではない。地域住民の負担軽減を図る方策等を検討する必要があると考える。	地域住民にとって最も身近な防災拠点である校区公民館、自治公民館の耐震化に係る地域住民の負担軽減を図るため、「大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金」制度における耐震改修工事に係る補助率を、平成26年に2分の1から3分の2（過疎対策地域については、5分の4）に引き上げた。また熊本地震を受けて校区公民館、自治公民館の耐震化を一層促進するため、平成28年6月には3分の2から5分の4にさらに引き上げる等の制度の拡充を行った。	措置済	市民協働推進課
26	191	意見	耐震化に関する 統括部署の設置 について	大分市の耐震化は、大分市総合計画、大分市耐震改修促進計画、大分県第4次地震防災緊急事業5箇年計画の3つの計画に基づいてなされている。市所有施設の耐震化は、当該施設の所管部署が担当するが、耐震化を進める計画が複数あるため担当者の段階で混乱が生じていると思われる。現在、耐震化の状況についての県への報告は、防災危機管理課が行っているものの、全体の耐震化の推進・取りまとめをする部署はない。耐震化に関する統括部署を設置すべきと考える。	市所有施設の耐震化については、大分市耐震改修促進計画の所管課である開発建築指導課を中心に進めている。なお、大分県第4次地域防災緊急事業5箇年計画は、所管部署の対象事業を取りまとめ、大分県に回答するものであることから、これまでどおり、防災危機管理課で対応することとした。	措置済	防災危機管理課
27	195	意見	大分市木造住宅 耐震化促進事業 について	現行の建築基準不適合住宅の数（約29,500戸）に比して、補助金交付数があまりにも少なく、焼け石に水の感がある。他方、補助金を交付するとしても予算上の限度があるので申請が多くなりすぎても困る。したがって、地震発生時に倒壊すると支障をもたらす住宅を優先するような措置を導入すべきであると思われる。また、優先度の高い住宅については、積極的に診断、改修を促す代わりに補助金額もアップすることで効果の大きい住宅を選択して耐震化の促進を図ることができるのではないかと考える。	本事業は、大地震において木造住宅の倒壊による被害を軽減するため、昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震化に対して補助するものである。 対象となる全ての木造住宅の敷地は通路や道路に接しており、地震により倒壊した場合、その通路や道路を閉鎖し、避難や救助に支障が生じることから、耐震化の優先度を付けることやその優先度に応じた補助金額の拡充を行うことは困難である。 なお、平成26年度に耐震化を一層推進するため、補助件数、補助金額ともに拡充をしたところであり、今後も必要に応じて補助内容を検討する。	措置済	開発建築指導課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
28	198	意見	倒壊等に対する補助事業対策について	危険ブロック塀等除却事業、老朽危険空き家等除却促進事業ともに対象者の自己負担が発生するため、相当危険であっても除去できないケースも多いと思われる。老朽危険空き家は補助金の申請はしたが、自己負担が重く申請を取り下げる場合が見られる。特に優先される対象物の所有者が低所得者であれば補助率や限度額を上げる、老朽危険空き家の場合の所得税額制限を引き上げるといった細かな対応も必要と思われる。	<p>ブロック塀については、建築基準法により所有者が危険とならないよう適正に維持・保全をすべきものであるが、本事業は市民の安心安全を確保する目的で、危険ブロック塀等を除却する所有者に対して補助するものである。</p> <p>現行の補助率や限度額について検討を行った結果、適正であると考えているが、危険を除去する観点から、より一層事業の推進を図るため、周知・啓発を行うこととする。</p>	措置済	開発建築指導課
					<p>老朽危険空き家等除却促進事業については、これまでの利用状況等に鑑み、平成28年度には予算を拡充した。今後は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成28年12月に策定した「大分市空家等対策計画」に沿って、補助制度の充実について検討し、事業を推進していくこととする。</p>	措置済	住宅課
29	202	意見	風水害危険箇所対策について	<p>最近では台風のみならず局地的豪雨が全国各地で頻発しており、土砂災害や決壊等の危険箇所（ため池を含む）の安全化対策を急ぐ必要があるが、危険箇所が多くすべては無理である。優先的に対策をすべき非常に危険な箇所をさらに特定して対策を進めるとともに、未対策の危険箇所の存在又は状況を定期的に把握して、住民に周知する必要がある。また、風雨の際には近寄らないように注意するとともに警報発令時の避難体制等の啓発を図る必要もあろう。</p>	<p>本市では、毎年、危険と思われる場所について、防災関係機関と市域内のパトロールを共同で行い、危険箇所の情報共有を図り、気象状況に応じた迅速な対応に努めている。</p> <p>また、ハザードマップに急傾斜地等の危険箇所を記載し住民に周知を行うとともに、河川の改修工事などの安全化対策を実施している。</p> <p>なお、ため池については、「ため池調査報告書」及び「ため池の状況確認及び調査票」を基に調査を実施し、その結果に応じて、改修が必要なものについては、大分県と協議を行い対応することとしている。</p> <p>今後も、危険箇所の把握に努めるとともに、影響範囲の大きな箇所等については、ため池ハザードマップを下流域の住民と作成するなど住民への周知等を引き続き行う。</p>	措置済	防災危機管理課 生産振興課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
30	210	意見	浸水対策事業実施のためのリスク評価について	浸水対策の必要性を判断する基準や事業実施の優先順位付けの方法等は特に定められていない。市街化調整区域においては、現在事業を進めている地区以外には浸水対策が必要な箇所はないとの認識のようであるが、浸水対策の必要性の判断基準が明確となっていないため、その認識が正しいかどうか第三者が判断するのは困難である。浸水対策事業実施のためのリスク評価基準を明確にした上で、事業実施の判断をすべきである。	浸水対策事業の緊急性や必要性等について評価を行い、整備の優先順位を明確化した「大分市河川整備基準」を平成28年1月に策定した。この基準について、大分市地域防災計画で水害危険予想地域に指定された地区をリストアップし、当該基準の評価内容について検証したところ、客観的かつ公平に評価されていることが確認できたことから、平成28年4月より運用を開始した。	措置済	河川課
31	215	意見	雨水排水ポンプ場の設置計画について	雨水排水ポンプ場の整備や移設についての明確な目標は存在しないため、設置目標を明確にし、予算編成を行い、計画的に実施していくことが望ましい。	片島雨水排水ポンプ場について、既存施設の移転方法等の見直しを行い平成29年度から事業に着手することとした。他の雨水排水ポンプ場については、その地域の状況に応じた最も効率的効果的な整備手法を検討し、「行政評価・実施計画」において客観的に評価・検証を行い、事業実施していく。	措置済	下水道経営企画課
32	219	意見	地質調査について	平成23年度のJ路線道路改築工事では補助工法の追加により、結果として契約金額の変更割合が80パーセントを超えている。経済面を考慮して開削工事においては工事の度、新たに地質調査は行わず過去の蓄積されたボーリングデータと近隣工事の施工実績状況を活用することとしているが、契約金額の変更割合が大きいとそもそもその予定価格の妥当性に問題が生じるため、海岸付近の地質調査についてはそのあり方について再検討が必要と思われる。	平成26年度より、海岸付近等の地質や地下水位の変動が想定される地域を整備する場合は、過去のボーリングデータや近隣工事の施工実績を参考にするだけでなく、必要に応じボーリング調査や試掘調査を行うなど最新の資料を収集し、施工することとした。	措置済	下水道建設課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
33	224	意見	漁港の施設等の耐震化について	耐震化診断は、大分県が管理する漁港だけでなく、大分市が管理する漁港の施設や岸壁等についても実施し、耐震化が必要な箇所を把握すべきである。その上で、耐震化計画を立案し、それに沿った耐震化事業を進めていく必要がある。	漁港における耐震化事業について国や県の方針としては、水産物生産・流通拠点漁港や地域防災計画に位置づけられている防災拠点漁港を優先的に整備し、その他の耐震化が必要な漁港については、その後、順次整備していくこととなっている。本市においては、県管理漁港である佐賀関漁港が、その対象拠点漁港として国の支援を受けて耐震化事業を進めている。市管理漁港については県と協議する中で、拠点漁港の耐震化が終了後、優先順位を設け、国や県の支援を活用しながら、順次、耐震化事業を進めていくこととしている。	措置済	林業水産課
34	224	意見	上浦漁港海岸保全施設設計業務委託の入札方法について	技術者の資格要件等により、業務遂行が可能な業者がある程度限定されるとしても、一般競争入札による業者選定を行うことは可能と考えられる。原則的な選定方法である一般競争入札をせず、指名競争入札としたほうが競争原理が働くとの理由は根拠に乏しく説得力に欠けることから、本業務委託は一般競争入札にすべきではなかったかと考える。	本市では、建設コンサルタント業務について、法令や要領等に基づき適宜判断して一般競争入札を実施しているところである。本業務委託では、技術者の資格要件として「港湾又は水産土木」を有することとしたが、該当技術者の配置が可能と認められる業者がある程度限定されることや、本市の一般競争入札に参加実績が少ない市外業者にも、指名競争入札を行うことで周知が図られること、さらに本市では、近年当該業務に係る発注実績がないことから、他自治体の履行実績を参考に業者選定をすることで、不信用又は不誠実の者の排除も可能であることなどを総合的に判断し、指名競争入札を行ったところである。今後も引き続き、契約方法等の決定に際しては、競争性の確保に留意するとともに、内容を慎重に検討し、適正な契約事務の執行に努めたい。	措置済	契約監理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
35	224	意見	一般競争入札外とした場合の理由書について	上浦漁港海岸保全施設設計業務委託の事例のように、予定価格から判断すると一般競争入札による業者選定が原則となるが、あえて指名競争入札によって業者選定を行う場合については、理由書（指名競争入札とした理由を具体的に記載した書面）を施行伺に添付し、決裁を受ける必要があると考える。	地方自治法施行令第167条では、指名競争入札により業者選定できる場合が限定列挙されている。また、大分市では「契約事務の執行について（通知）」において、指名競争入札によることのできる場合の判断基準を示していることから、理由を付記した書面の作成は求めている。しかしながら、本件事例のように一般競争入札による業者選定が原則となるような案件を、あえて指名競争入札によって業者選定を行う場合は、平成26年度より、理由を付記した書面を施行伺に添付し、決裁を受けることとしている。	措置済	契約監理課
36	意見4	意見	計画上想定する災害の選択について	地震災害対策については、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定するとされているが、どれを想定するのか大分市地域防災計画では必ずしも明確に記載されていない。どれかを想定しないと対策の内容やその優先順位も決め難くなる。例えば、防災拠点の配置についても、想定が南海トラフ巨大地震か別府湾の地震かで津波の到達地点が異なるため、相違が出てくるであろう。風水害についても台風、局地的豪雨でどの程度の雨量や風速、影響時間等を想定するか明確にする必要がある。	本市は、「南海トラフ」に起因する地震・津波を喫緊の課題と捉え、その対策を進めることを明確にしている。 なお、風水害で対象とする災害想定の詳細化については、台風による風速、影響時間や土砂災害が発生する雨量等は、時期や場所等の条件で異なり想定が困難であることから、過去の災害事例を参考に対策を行うこととしている。	措置済	防災危機管理課
37	意見4	意見	大分市の被害想定について	平成25年度の地域防災計画では、大分県の調査を基に地震の発生と被害の想定が記載されているが、大分市自体の被害想定は記載されていない。南海トラフ巨大地震と別府湾の地震では被害が大きくなる地域が異なるため、計画上想定する地震自体が地域で異なることもあり得る。被害の想定は、災害予防対策の目標・効果を考える上で必要であるので、計画上想定する災害を選択した上で、県が作成した大分市自体の被害想定を主な地区別に整理し、地域防災計画の中で記載すべきである。	本市では、南海トラフを震源とする巨大地震や、これまで経験したことのない集中豪雨など本市全体に被害をおよぼす大規模自然災害が発生した場合に起きてはならない32の最悪の事態を想定し、それらを回避するための施策の推進方針を「大分市国土強靱化地域計画」として平成28年12月に策定した。また、本計画の施策を確実かつ計画的に推進するため、計画の達成度や進捗を把握する代表的な指標において、具体的な取組み内容や目標値（68指標）を記載した「大分市強靱化アクションプラン2016」を併せて策定したところである。今後は、このアクションプランを毎年度検証することにより、施策の進捗管理を行い、強靱な地域づくりを計画的に推進する。	措置済	防災危機管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
38	意見6	意見	計画とマニュアルの区別について	<p>地域防災計画のうち災害応急対策については一部マニュアルのような記述が見受けられる。マニュアルは、大分市自身の災害時の実践的応急活動要領であり、地域防災計画とは別に作成して市職員の行動や判断基準を明確化するものでなければならない。</p>	<p>大分市地域防災計画は、国の防災基本計画や大分県地域防災計画と整合性を図るとともに、風水害等と震災における初動対応等は、同一基準であることから、同様の記述となっている。</p> <p>また、各対策部毎に災害時の初動マニュアルを作成し、行動や判断基準等を掲載し、災害対応を行うこととした。</p>	措置済	防災危機管理課
39	意見6	意見	計画とマニュアルの区別について	<p>地域防災計画の災害応急対策は地域全体として市のみならず、関係機関や市民が災害発生時にどのような役割分担を負うのか端的に記載すべきであろう。また、災害発生時にハード対策とソフト対策、自助、共助、公助や行政機関間の相互応援の組み合わせをどう想定して、災害応急対策を実施するのかといった方針を明確にすべきである。特に、行政と自主防災組織、市民の責任区分、役割分担を明確化すると同時に、それぞれの責任範囲で平時に行う予防対策の年次目標と進捗率を明確化することが望まれる。</p>	<p>大分市地域防災計画は、国の防災基本計画や大分県地域防災計画と整合性を図り、計画を策定し、災害時、関係機関や市民が行う対応についても記載しているところである。なお、年次目標や進捗管理については、平成28年12月に策定した「大分市国土強靱化地域計画」の進行管理を行う「大分市強靱化アクションプラン2016」において、数値目標等を設定し、進捗管理を行うこととした。</p>	措置済	防災危機管理課
40	意見7	意見	訓練について	<p>市職員については、各対策部ごとに初動対応マニュアルが整備され、これに従った職員の訓練が可能な状況となっているので、今後職員に対する訓練の充実を図る必要がある。一方で、住民が参加する訓練も十分に実施されているとは言えない状況であり、住民への防災思想・防災知識の普及、自主防災組織への参加意識の育成、企業防災の促進等のソフト対策の一層の強化が必要である。これらの問題をある程度解決した上で実施した訓練結果に基づく地域防災計画やマニュアルの定期的な点検が望まれる。</p>	<p>平成25年度より、災害対策本部設置運用訓練や、各対策部参加のもと台風等の災害を想定した図上訓練を実施し、初動対応マニュアルの検証、見直しを行い、マニュアル等の充実を図ることとしている。</p> <p>市民に対しては、自主防災組織の研修会や防災講話等の機会を捉え、防災知識の普及、啓発を図っている。また、地域の防災訓練や防災講話など小中学校に防災士を配置し、防災訓練、防災教育を実施することにより、子どもたちからの防災意識の醸成を図るとともに、自主防災組織、事業所に防災士を養成し、地域防災訓練への積極的な参加を促すなど、平常時から事業所と地域が連携する体制づくりを推進し、市民、企業、団体など地域の総力を結集し、地域防災力の充実強化を図ることとした。</p>	措置済	防災危機管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
41	意見7	意見	大分市防災会議 及び防災危機管 理課について	大分市防災会議は年1回しか開催されず、 テーマが広いこともあり、実質的議論の場とい うより計画の承認機関的な会議体となってい る。各対策部に対応して小委員会を設け、有識 者等を入れて実質的議論を深め、PDCAサイ クルを回すべきではないかと考える。	平成28年度、大分市防災危機管理調整会議 において、平成28年熊本地震における災害対 応の検証を各対策部毎に行い、初動マニュアル、 大分市業務継続計画等の見直しを行うと ともに、防災関係機関の意見を聴取する中、 本部体制や地域防災計画等に反映することと している。今後も、防災会議の際には、防災 関係機関の取組状況に関する情報提供や、特 に災害発生時の初動対応の確認等を相互に行 うなど、より強固な防災体制確立に向け、充 実した会議内容とすることとする。	措置済	防災危機管理課
42	意見7	意見	大分市防災会議 及び防災危機管 理課について	防災危機管理課についても、PDCAサイク ルの推進部署という機能を強める必要がある。 そのためには各部が行っている防災関連事業と 地域防災計画をリンクさせて進捗管理を行い、 防災対策の全体を把握、コントロールするこ とに重点を置く必要がある。さらには個々の予 防対策の実施は防災危機管理課が関連部署に 予算を付けて割り当てるような体制が望まれる。	災害発生時の防災対策については、「各対 策部連絡会」において、防災危機管理課が中 心となり、各対策部の調整を行っている。 なお、防災関連事業の予算要求等について は、従来通り各部局対応とし、重点となる べき対策については、防災危機管理課と関係 課で協議を行うとともに、関係課と連携の もと予算化に向けた対応を図ることとした。	措置済	防災危機管理課
43	意見7	意見	防災拠点整備に ついて	災害応急対策を実施するにあたっては、ハ ード的には防災拠点の整備が重要であるが、 その前に防災拠点の機能や種類を整理してお く必要がある。具体的にどの施設がどのよ うな機能を持った防災拠点に当たるのか、あ るいは防災拠点として今後整備するのか明 確に計画すべきである。特に輸送拠点が明 確でなかった。また、コミュニティ防災拠 点や地域の防災拠点の機能を具体的に明 らかにし、市民等に自主防災組織を通じ て周知する必要もある。	平成27年度、県が「大分県広域防災拠点 基本計画」を策定する際に、県と協議し、 応援部隊救助活動拠点として「大分いこ いの道」「南大分スポーツパーク多 目的広場」を、物資輸送拠点として「 ホルトホール大分」「植田市民行政 センター」を大規模災害時の本市の 応急対策活動拠点として選定すると ともに、自治区、自主防災組織の 区域の公園・広場・地区公民館等 を中心とした「コミュニティ防 災拠点」の整備を推進するよう 地域防災計画に明記した。	措置済	防災危機管理課

番号	報告書ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
44	意見8	意見	調査研究について	大分市地域防災計画では、「防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める」としている。PDCAサイクルを回し、計画を見直す上で、他の地域で発生した現実の大規模災害で被災前後に何が起こったかの事例や国や県が提供する防災に関するデータ等の入手分析が必要である。また、市民等への周知・指導・啓発についても効果的な方法を研究する必要がある。	計画の見直しの際は、他の地域で発生した災害事例を参考に、国や県のデータ等に基づき、その対策を分析し計画に反映している。また、市民に対しては、自主防災組織の研修会や防災講話等の機会を捉え、周知啓発を図っている。	措置済	防災危機管理課
45	意見9	意見	災害応急対策計画の記載方法について	大分市地域防災計画において、災害応急段階の計画項目が風水害等編と震災編で全く同じ内容の記述となっている項目もある。また、個々の災害応急対策に対応する災害事前対策については、「災害時の活動マニュアルを策定する」、「設備や資材等を整備する」といった災害事前対策の基本方針を記載する方が判り易いかも知れない。災害応急対策計画の記載の仕方について、風水害等編と震災編での変化のつけ方や災害事前対策との関係で記載区分の統一性を持たせるような工夫が必要と思える。	大分市地域防災計画は、国の防災基本計画や大分県地域防災計画と整合性を図るとともに、風水害等と震災における初動対応等は、同一基準であることから、同様の記述となっている。今後、地域防災計画を見直す際には、判りやすい記述に努めることとする。	措置済	防災危機管理課
46	意見10	意見	災害復旧計画について	大分市地域防災計画の災害復旧計画は、防災基本計画で指示されている内容に比べて明らかに不足している。災害復旧については、国も法整備等を行っている最中であり、市町村レベルでは国や県の方針や内容がはっきりしないと計画の策定が難しい面はあるが、内容は追々充実するとして、地域防災計画において重点をおくべき事項として指定されている項目については検討を進めるべきであろう。	大分市地域防災計画の作成については、国の防災基本計画と県の地域防災計画との整合性を図る中、修正を行っており、特に災害復旧において重点をおくべき事項として指定されている項目については、今後も、大分市地域防災計画に反映させ、内容の充実に努めていくこととした。	措置済	防災危機管理課
47	意見15	意見	対象施設周辺の被害状況の想定について	対象施設及び周辺の被害状況の想定を章を設けて明確に記載すべきと思われる。この想定から資源の確保における制約が具体的に検討されることになるからである。「本庁舎は耐震性があり、大きな被害は発生しない」としているが、津波の発生により本庁舎付近も影響を受けることが想定される。このまま、津波の発生のない別府地溝南縁断層帯地震を想定するか想定を変更するかも含めて再度危機事象の特定、社会的な被害想定、対象施設周辺の被害状況の想定のプロセスを見直す必要がある。	南海トラフに起因する地震・津波を想定した「大分市業務継続計画」の見直しを平成28年12月に行った。	措置済	防災危機管理課

番号	報告書 ページ	指摘事項（監査結果）又は意見			措置の内容	対応区分	担当部署
		区分	項目	内容			
48	意見16	意見	優先すべき通常業務の選択について	非常時優先業務のうち特に優先すべき通常業務として挙げられている業務について、一週間以内で再開しないと市民が困窮するとも言えないものも含まれているように思われる。大規模な地震発災時には災害応急業務で職員は忙殺され、職員自身も被災している可能性が高いことを考慮し、資源の確保の面で優先すべき通常業務を相当絞り込む必要があると思われる。	平成28年度、大分市業務継続計画の見直しにあたり、非常時に特に優先すべき通常業務の抽出については、各課で再度、検討するとともに、業務を継続するための必要資源の確認を行い、職員の被災による不足人員を補完する他都市からの応援職員の効果的な配置などを考慮することとした。	措置済	防災危機管理課
49	意見17	意見	計画的な対策の実施について	非常時優先業務に必要な資源を分析した結果、設定した業務開始目標時間までに非常時優先業務を開始・再開できないことが判明した場合、不足する資源に対する対策をとりまとめ、資源の現状の確保レベルと対策後の確保レベルをまとめた対策実施計画を策定し、計画的に実施していくことが必要となる。	大分市業務継続計画の見直しを行う際、非常時優先業務の執行に十分な必要資源が確保されるよう検討し、その対策について各対策部のマニュアル等に定めることとした。	措置済	防災危機管理課
50	意見17	意見	非常時の対応の検討について	大規模な地震が発生し庁舎が利用困難となることも想定される場合には、代替施設の検討を行うておくことが重要である。また、実際に代替施設への移転が迅速に決定・実施されるためには、あらかじめ、移転の判断や代替施設の決定手続、移転手段の確保に必要な手順等について決めておくことが望まれるが、この点についてはまだ検討不足である。	大分市業務継続計画の見直しにあたり、代替施設の選定や優先手順等を記載した。また、今後策定する受援計画にも反映することとする。	措置済	防災危機管理課
51	意見18	意見	業務プロセス分析と業務継続計画の組合せ方法について	業務継続計画を個々に策定すると大変な作業となるため、業務プロセス分析を簡易的な作業として位置付け、被災施設（組織）の重要性を鑑みて、被害を独自別個に想定する場合は、業務継続計画を策定するような工夫も必要と思われる。優先度の高い復旧業務としてインフラ復旧はこの意味で重要であり、大分市が責任を持つのは上下水道である。下水道については策定しているが、上水道についてはまだ策定していないので、業務継続計画の策定が望まれる。	上水道に係る業務継続計画については、平成27年度末に「大分市水道局業務継続計画（震災対策編）」を策定し、平成28年度から適用した。今後も事業環境の変化に伴い定期的な見直しを図っていく。	措置済	水道局総務課